

北山村観光パンフレット作成業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、北山村観光パンフレット作成業務委託の契約の相手となる候補者（以下「候補者」という）を企画提案協議により確定するために必要な手続きについて定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 業務名
北山村観光パンフレット作成業務
- (2) 業務内容
別添「北山村観光パンフレット作成業務委託仕様書」参照
- (3) 業務期間
契約日から令和7年7月15日（火）まで

3 委託契約額の上限

契約上限額 金 2,000,000 円（税込）

4 参加資格

プロポーザルに参加しようとする者は次に掲げる条件を満たすものでなければならない。

- (1) 法人、団体または複数事業者による連合体として、和歌山県内に本社または営業所を有し、本業務の実施について、北山村の要請に応じて即時に対応できる体制を整えていること。
- (2) 法人、団体または複数事業者による連合体として、観光パンフレット作成業務に関する豊富な実績を有するとともに本事業と類似した契約を受注した実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項に規定に該当しない者であること。
- (4) 政令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後 2 年を経過していないもの又はその者を代理人、支配人その他の従業者として使用する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 9 に定める、委託候補者を決定する日の前 1 年間、和歌山県又は北山村からの受注業

- 務に関し、指名停止の措置を受けていない者であること。
- (7) 企画提案実施日前3年間、法人の事業等において刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていない者であること。
 - (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員及び暴力団員と社会的に非難される関係にない者であること。
 - (9) 委託業務を複数の事業者で分担するために複数事業者による連合体を結成しプロポーザルに参加する場合は、事業者側で代表事業者を定めるとともに、同条（3）から（8）について構成員のいずれもが参加資格を有すること。

5 スケジュール

- | | |
|----------------|-----------------------|
| (1) 募集開始 | 令和6年9月24日（火） |
| (2) 質問締切 | 令和6年10月1日（火）12時00分必着 |
| (3) 質問回答 | 令和6年10月2日（水）予定 |
| (4) 申込書提出締切 | 令和6年10月9日（水）17時00分必着 |
| (5) 企画書提案書提出締切 | 令和6年10月17日（木）17時00分必着 |
| (6) 審査 | 令和6年10月21日（月）予定 |
| (7) 審査結果通知 | 令和6年10月22日（火）予定 |
| (8) 契約締結 | 令和6年10月23日（水）予定 |
| (9) 事業完了 | 令和7年7月15日（火） |

6 申込方法

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり、参加を申し込み、事務局は当該申込者の資格を審査し、その結果を当該申込者にメールにて通知する（10月10日予定）ものとする。

(1) プロポーザル参加申込書の提出

① 提出書：(1) プロポーザル参加申込書（様式1）

※複数事業者による連合体での申し込みの場合、当該委託業務を共同で受託する意思を明確にした協定や覚書を併せて作成し添付すること。
（任意様式）

(2) 会社概要書(様式2)

(3) 和歌山県暴力団排除条例第16条の規定に基づく誓約書(様式3)

(4) 業務実績書(様式4)

※(2)(3)については、複数事業者による連合体の場合は、構成員全ての事業所が提出すること

② 提出部数：各1部ずつ

- ③ 提出期限：令和6年10月9日(水)17時00分(必着)
- ④ 提出場所：問い合わせ先と同様
- ⑤ 提出方法：郵送(書留郵便、配達証明またはレターパックプラスに限る。)または持参。

7 質問及び回答

本実施要領のほか、提出する書類に関して質問があるときは、次のとおり質問を受け付け、その質問に対して回答する。

(1) 質問

- ① 提出書類：質問書(様式11)

件名は「北山村観光パンフレット作成業務委託プロポーザルに関する質問」とすること。

- ② 提出期限：令和6年10月1日(火)12時00分(必着)
- ③ 提出方法：電子メールに限る。なお、送信にあたっては必ず電話にて連絡すること。
- ④ 電子メールアドレス及び電話番号：問い合わせ先と同様

(2) 回答

- ① 回答期限：令和6年10月2日(水)予定
- ② 回答方法：質問についての回答は、直接回答するとともに、質問締切後、回答をまとめてホームページへ公表する

8 企画提案書作成及び提出

企画提案書の作成及び提出は次のとおりとする。

(1) 企画提案書の作成要領

企画提案書の作成は、「北山村観光パンフレット作成業務委託企画提案書作成要領」によること。

(2) 企画提案書等の提出

- ① 提出期限：令和6年10月17日(木)17時00分必着
- ② 提出物：(1)により作成した企画提案書、見積書
- ③ 提出部数：正本1部、副本6部
- ④ 提出方法：郵送(書留郵便、配達証明またはレターパックプラスに限る。)または持参。
- ⑤ 提出先：問い合わせ先と同様。

(3) 留意事項

提案書等は提出者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書換え、差替え及び撤回は認めないものとする。

(4) 提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する提案は、これを無効とする。

- ① 資格要件を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさな

くなった者による提案。

② 届出書を提出しなかった者又は届出書に虚偽の記載を行った者による提案

③ 提出期限が過ぎた場合 ※郵便事情等により到着しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。自然災害等による場合はこの限りではない。

④ 3に示す予算額の上限額を超える提案。

⑤ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案。

⑥ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案。

⑦ その他、本企画提案に関する条件に違反した提案。

9 審査

北山村観光パンフレット作成業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、参加資格の審査結果を確認し、企画提案書、会社概要、実績及び見積書をもとに本プロポーザルに係る書類審査を実施する。

(1) 審査

① 日 時：令和 6 年 10 月 21 日（月）予定

② 場 所：北山村役場 会議室（和歌山県東牟婁郡北山村大沼 4 2）

③ そ の 他：審査委員会は非公開とする。

(2) 審査項目の概要

① 提案内容

- ・テーマの理解
- ・企画の独自性や創意工夫
- ・企画の実現性

② 実績・体制

- ・実施体制
- ・受注実績

③ 見積

- ・見積価格

(3) 委託候補者の決定方法

① 提案者が 1 者の場合

(ア) 委員会において、審査要領に基づき企画提案書が要件を満たすことを確認した上で、委託契約候補者として決定する。

(イ) 要件を満たさない場合においては委託契約候補者なしとする。

② 提案者が複数の場合

(ア) 委員会において、企画提案者に対し、審査要領に基づき企画提案書による審査を行う。

- (イ) 最高点を獲得したものを委託契約候補者として決定し、合せて次点も選定する。
ただし、出席した全員の平均点の得点が 60%に満たない場合は、要求水準を満たしていないと判断し、候補者としない。
 - (ウ) 複数の同得点者が生じた場合は、それらの者のみを対象として再審査を行い、順位を決定する。再審査においても複数の同得点者が生じた場合は、各委員の協議によって順位を決定する。
 - (エ) 第 1 順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行う。
- (4) 審査結果
- ① 通知日：令和 6 年 10 月 22 日（火）発送予定
 - ② 通知内容：審査結果
 - ③ 通知方法：全参加者に書面で通知する。
 - ④ 審査結果に対する異議は、一切受け付けない。

10 契約の締結

審査により決定された者と契約の交渉を行う。なお、候補者の企画提案が無効となった場合や契約交渉が不調等により契約締結に至らない場合は、審査により次順位者とした者と契約締結の交渉を行う。

11 公正な企画提案の確保について

- (1) 企画提案参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 企画提案参加者は、企画提案に当たっては、競争を制限する目的で他の企画提案参加者と提案内容に関する相談を行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 企画提案参加者は、委託候補者の決定前に、他の企画提案参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 企画提案参加者が連合し、又は不穏な行動をなすなどの場合において、企画提案を公正に執行することができないと認められる場合は、当該企画提案参加者を企画提案に参加させず、又は企画提案の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

12 提出書類の取扱い

提出書類は次のように取り扱う。

- (1) 企画提案書類等の作成に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (4) 提出された書類等は、審査及び説明のために、その写しを作成し、使用することがで

きるものとする。

- (5) 本プロポーザルに係る提出書類について、当該書類の受理後においては、差替え、追加、削除等は一切認めない。ただし、村が必要とする場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

13 その他

- (1) 企画提案への参加に要する経費は、全て企画提案参加者が負担するものとする。
- (2) 企画提案参加者が北山村に提出した書類は、原則として返却しない。
- (3) 契約者は、企画提案書に記載した配置予定担当者を本業務に配置すること。
- (4) 契約者は、重要な情報及び個人情報の取扱いに関して、個人情報保護法等に基づく、適切な管理能力を有していること。

14 問い合わせ先

北山村役場 地域事業課

〒647-1604 和歌山県東牟婁郡北山村下尾井 335

Tel : 0735-49-8020 / Fax : 0735-49-2588

e-mail : kikaku@vill.kitayama.lg.jp